

かまがや

消費生活センターだより

平成24年 第6号

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL : 047-445-1141

(市役所代表)

より良い暮らしのために

消費生活トラブルについて学んでみませんか？

消費生活講座を開催します☆



鎌ヶ谷市消費生活センターでは、市民の皆様の要望により、サークルや自治会の会合などへ消費生活相談員を派遣する「出前講座」を行っていますが、「もっと気軽に話を聞く機会はないのか？」という声が多く寄せられています。

今回、出前講座でもご好評いただいております「悪質商法」に関する講座を下記の通り開催することとなりました。現在、多く見られる消費生活トラブルについて、注意点や対処法などを消費生活相談員がわかりやすく説明します。ぜひご参加ください。

日 時 平成24年11月5日(月)10:00～
場 所 市役所本庁舎5階501会議室
テーマ 「悪質商法から身を守りましょう！」
内 容 DVD鑑賞、消費生活相談員による解説
現在多く見られる消費生活トラブルについて
質疑応答 など
定 員 50名(申し込み先着順・定員に達し次第受付終了)
参加費 無 料
申 込 鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL 047-445-1141(内線 282)

※講座参加時の未就学児保育についてはお問い合わせください。
(保育は10月19日までに要予約、定員5名)

ご存知ですか？

「かまがや消費生活センターだより」は
鎌ヶ谷市消費生活センターのホームページからも
ご覧いただけます♪

鎌ヶ谷市消費生活センターでは、各公民館・図書館・郷土資料館や各コミュニティーセンターにおいて『かまがや消費生活センターだより』や『消費生活センターだより臨時号』などを配布している他、現在、自治会の回覧などでも市民の皆様にご覧頂いているところです。消費生活センターのホームページでは、これまでに発行されたバックナンバーから最新号までをご覧いただけるほか、出前講座や消費生活トラブルに関するビデオやDVDのレンタルの申込用紙のダウンロードサービス、講座の参加者募集のお知らせなどもあります。こちらもぜひ、ご利用下さい。

ホームページアドレス

<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kakuka/syoubou/shouhisha/index.html>

～最近、市民の皆様より情報提供された事例～

ケース1 「放射線量測定と除染をしたほうがいい。」と電話勧誘がしつこい。
「市役所の方からきました。放射線量測定と除染を格安で行います。」と言って業者が
来た。不審だ。

放射能汚染に対する不安につけてこんだ怪しい勧誘に関する情報が寄せられています。断つ
ているにもかかわらず、しつこく勧誘することは特定商取引法によって禁止されています。
また、市では、私有地の放射線量測定や除染について、特定の業者を指定しておらず、依
頼もしていません。金銭を要求することもありません。鎌ヶ谷市では、ご希望があれば、
放射線量測定や放射線量測定器の貸し出しを行っております。放射線量測定や除染を業者
に依頼する場合は、正しい情報を収集し、慎重に判断しましょう。

※放射線量測定の測定方法や測定器の貸し出しなどについての問い合わせは鎌ヶ谷市放射線対策室（内線269）まで

ケース2 業界団体のような名前のところから「自然災害で壊れた箇所はないか？火災保
険で修理できます。無料で調査しますよ。」と電話がかかってきた。不審に思い、断つた
が、しつこくかかるてくる。

電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請を手伝う。」などと勧誘する住
宅修理工事についての相談が寄せられています。自然災害による住宅損害が火災保険の補
償対象になる場合もありますが、業者の勧めで工事をしたところ、必要のない工事をされ
たり、保険が下りなかったというトラブルも報告されています。

自然災害で住宅が損害を受け、修理工事を行う場合は、自ら損害保険会社か代理店に連
絡し、保険金の支払対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。また、
工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取ることも大切です。

ケース3 「物干し竿2本で千円」と車で巡回していた業者に値段表を見せられ、アナウン
スとは違う竿を勧められ、予算内であったため買うことにした。代金を支払うときになっ
て高額請求され、値段表と違うと指摘した。50センチあたりの料金で、長さ調節のため
に竿を切ってしまったので返品不可だという。納得がいかない。

物干し竿の移動販売業者から高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。
「物干し竿だけを希望しているのに、物干し台まで買わされた」というケースもあります。
クーリング・オフ等が可能な場合もありますが、領収証が発行されなかったり、発行され
ても記載された連絡先や住所が架空のものだったり、その後の返金交渉等ができないケ
ースが多く見られます。移動販売業者から購入する際は、購入前にしっかり商品と金額を
確認することが大切です。金額等に納得がいかない場合はきっぱり断りましょう。

おかしいな…と思ったら、お気軽に消費生活センターにご相談を！

【相談窓口電話】

鎌ヶ谷市消費生活センター（鎌ヶ谷市役所2階）

TEL 047-445-1141（市役所代表・内線289）

平日 10:00~16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

消費者ホットライン TEL 0570-064-370

10:00~16:00（年末年始を除く）